

前照灯の審査はロービーム計測のみで適合性審査を実施します

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテスタによる前照灯の審査は、原則としてロービームにより計測しているところですが、全面施行に向けた過渡期の取扱いとして、平成30年6月1日から、ヘッドライトテスタによるロービーム計測が困難な一部の自動車に対しては、ハイビームにより計測し基準適合性審査を実施してきたところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び中国地方の管内事務所での審査体制整備が完了したことから、以下のとおり過渡期取扱いを廃止します。

1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車
(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く)

2. 過渡期取扱いの廃止

【施行日】 令和6年1月4日～

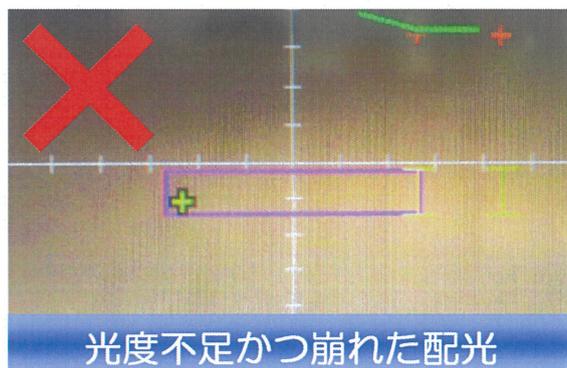
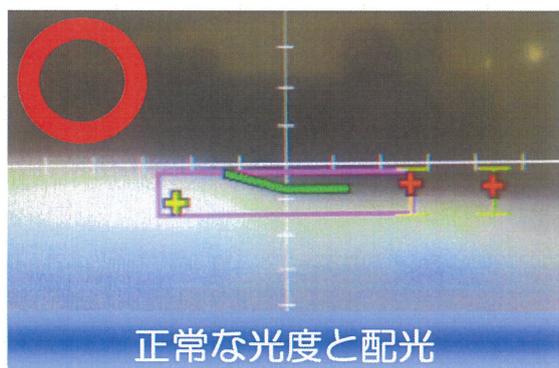
対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで適合性審査を実施します。

(※ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)

前照灯の光度及び照射光線の向き 適切な整備・調整のお願い

ロービーム計測で基準不適合となる自動車の多くは、レンズ面の劣化、内部リフレクタの劣化、前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換してしまった等により、光度が不足したり配光が崩れてしまった状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び照射光線の向きが基準に適合するよう、受検する前に適切な整備・調整をお願いします。



↓↓↓ 適切な整備・調整が必要となる事例 ↓↓↓

